

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年3月19日
【計算期間】	第11期（自 平成24年12月20日 至 平成25年12月19日）
【ファンド名】	LSオープン
【発行者名】	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 鈴木 郁也
【本店の所在の場所】	東京都港区芝3丁目33番1号
【事務連絡者氏名】	ファンド・レポーティング部長 橋詰 廣志
【連絡場所】	東京都港区芝3丁目33番1号
【電話番号】	03-6737-0521
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

わが国の株式を主要投資対象とし、投資信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

なお、信託金の限度額は、3,000億円とします。ただし、委託者は、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

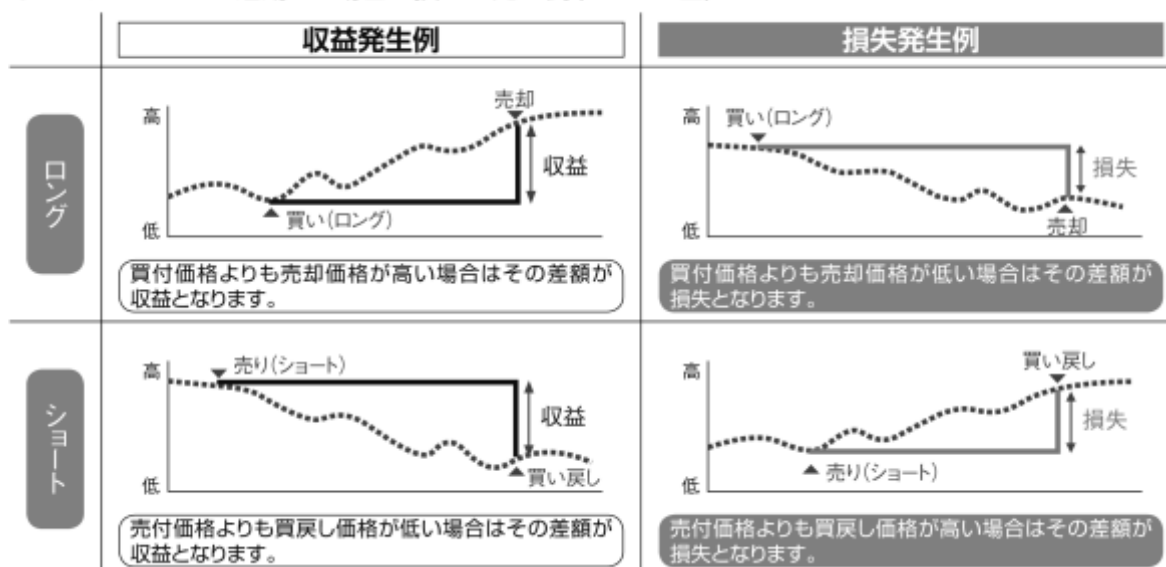
1. わが国の株式に投資し、現物株式の買付（ロングポジション）と一般信用取引による売建（ショートポジション）を組み合わせ、マーケット・ニュートラル戦略による運用を行います。

- 投資魅力度が高いと判断される銘柄群を買い付ける（ロング）一方で、買い付け銘柄群と比較して相対的に投資魅力度が低いと判断される銘柄群を売り付ける（ショート）ことで収益を追求します。原則として、現物株式の買付と、一般信用取引による売建で、ポートフォリオを構築します。
- 投資魅力度の判断に際しては、原則として同一業種[※]内の銘柄間で相対的な比較を行い、同一業種内において、ポジションがロングあるいはショートの片方に大きく偏らないようにコントロールします。
※「業種」は東証33業種分類を基に、委託会社が独自に作成した分類を用います。
- ロングポジションとショートポジションの投資金額や業種構成比率等を極力近づけるマーケット・ニュートラル戦略を採用しています。
- 株式への総投資額は、通常、純資産総額の0.8～1.3倍を中心にコントロールすることを原則とします（最大1.5倍まで）。
- 株式への純投資額は、原則として純資産総額の±10%の範囲内とします。
- ロングとショートの組み合わせは、原則として同一業種内で行います。

？ マーケット・ニュートラル戦略とは

市場全体の動きに対する影響度を出来る限りゼロに近づけ、市場全体の騰落に大きく左右されずに収益を確保することを目指す投資手法です。

●ロング、ショートを活用した場合の損益の発生例（イメージ図）

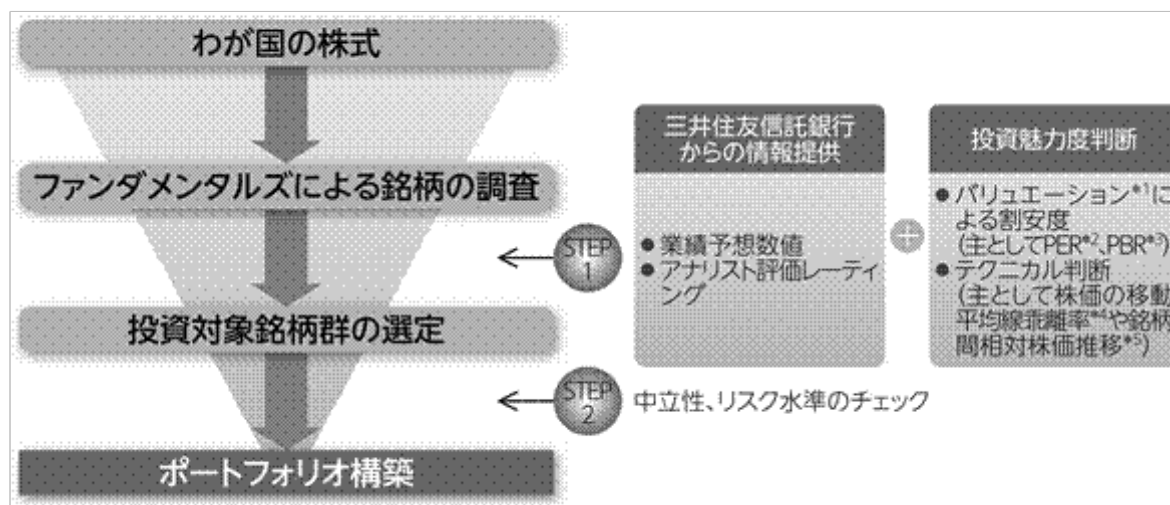


※上記はロング、ショートを活用した場合の損益の発生を示したイメージ図であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

2. 三井住友信託銀行の投資助言に個別銘柄の投資魅力度の判断を加えポートフォリオを組成します。

- 投資助言者である三井住友信託銀行のアナリストから調査対象企業に関する業績予想数値、アナリスト評価レーティングなどの情報提供を受けます。
- 投資魅力度については、バリュエーションによる割安度判断やテクニカル判断をもとに判断します。

投資プロセス



- *1. バリュエーション
企業価値(株価)の評価のこと。株価が相対的に割安か割高かを測る尺度として、株価純資産倍率(PBR)や株価収益率(PER)、配当利回りなどが使われます。
- *2. PER(Price Earnings Ratio/株価収益率)
株価と利益の関係がわかる指標で、株価が1株あたり利益の何倍まで買われているかを示しています。
PER(倍)=株価/1株あたり利益(EPS)
- *3. PBR(Price Book-Value Ratio/株価純資産倍率)
株価と純資産の関係がわかる指標で、株価が純資産の何倍まで買われているかを示しています。
PBR(倍)=株価/1株あたり純資産(自己資本を発行済株式数で割ったもの)
- *4. 株価の移動平均線乖離率
過去の株価の平均値(5日、25日等)と現在の株価との乖離率から、株価の買われすぎ(乖離率大幅プラス)、売られすぎ(同マイナス)を判断するためのものです。
- *5. 銘柄間相対株価推移
銘柄間の株価騰落率の相関や騰落率較差の推移などを分析することで、株価相対的魅力度をテクニカル的に判定するためのものです。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

【ファンドの商品分類】

本ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。
本ファンドの商品分類・属性区分に該当しない定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

①商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	インデックス型 特殊型 (ロング・ショート型)

(注) 本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

[分類における定義]

分類項目	該当分類	分類の定義
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 （収益の源泉）	株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
補足分類	特殊型 （ロング・ショート型）	目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。なお、ロング・ショート型とは、目論見書又は投資信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。

②属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ） 不動産投信 その他資産 （ ） 資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （ ）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ブル・ベア型 ロング・ショート型 その他 （ ）

（注）本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

[区分における定義]

区分項目	該当区分	定義
投資対象資産	株式 一般	目論見書又は投資信託約款において、組入れている資産が主として株式 一般（大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。）である旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
特殊型	ロング・ショート型	目論見書又は投資信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。

(2) 【ファンドの沿革】

平成14年12月20日	本ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始
平成24年 4月 1日	本ファンドの名称を「住信 LSオープン」から「LSオープン」に変更

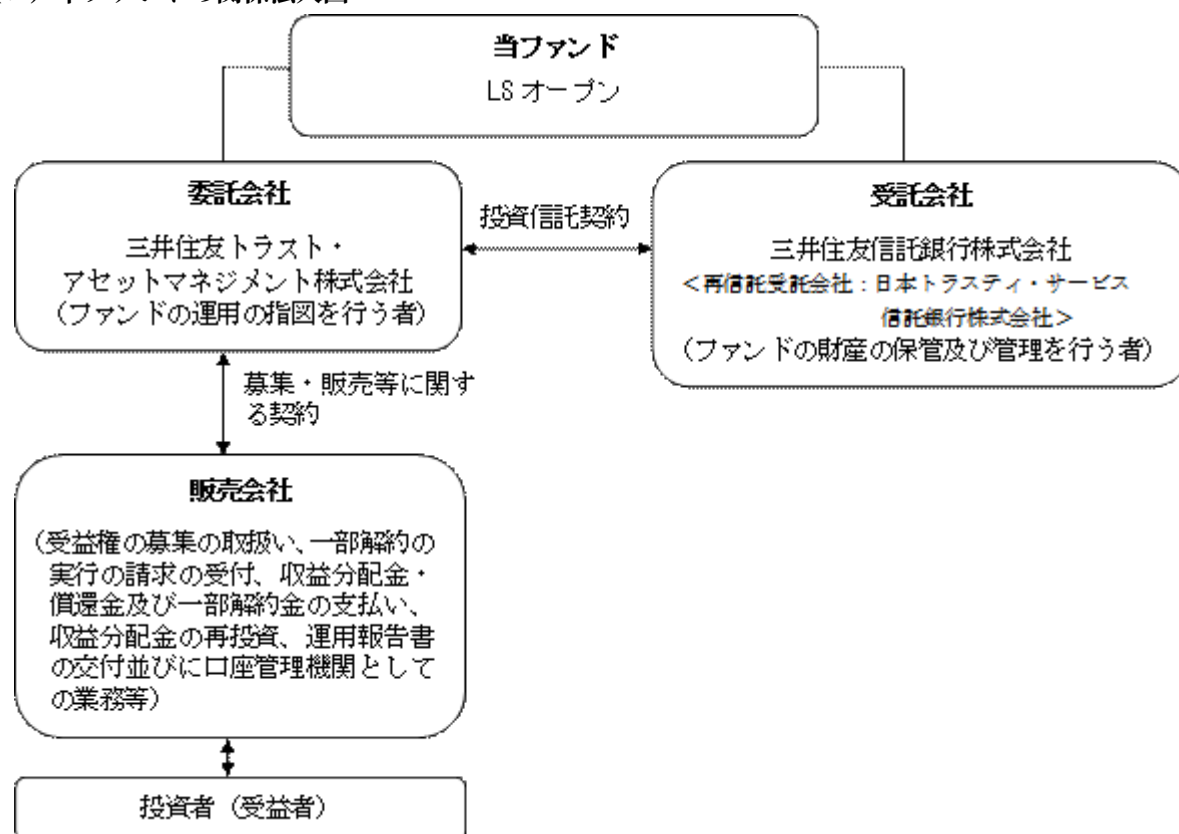
(3) 【ファンドの仕組み】

(イ) ファンドの仕組み

本ファンドは、わが国の株式に直接投資します。



(ロ) 本ファンドの関係法人図



(ハ) 委託会社等の概況

① 資本金

平成26年1月31日現在 3億円

② 会社の沿革

- 昭和61年11月 1日 : 住信キャピタルマネジメント株式会社設立
- 昭和62年 2月20日 : 投資顧問業の登録
- 昭和62年 9月 9日 : 投資一任契約に係る業務の認可
- 平成 2年10月 1日 : 住信投資顧問株式会社に商号変更

平成11年 2月15日 : 住信アセットマネジメント株式会社に商号変更

平成11年 3月25日 : 証券投資信託委託業の認可

平成19年 9月30日 : 金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録

（登録番号：関東財務局長（金商）第347号）

平成24年 4月 1日 : 中央三井アセットマネジメント株式会社と合併し、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に商号変更

③大株主の状況（平成26年1月31日現在）

株 主 名	住 所	持株数	持株比率
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	3,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

(イ) 基本方針

本ファンドは、わが国の株式を主要投資対象として、投資魅力度が高いと判断される銘柄群を買付ける（ロング）一方で、当該銘柄群に比較して相対的に投資魅力度が低いと判断される銘柄群については売付け（ショート）を行い、株式市場全体の騰落の影響を極力抑制しながら、投資信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

(ロ) 運用方法

①投資対象

わが国の取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場されている株式ならびに取引所に準じる市場において取引されている株式を主要投資対象とします。

②投資態度

1)わが国の株式の中から、企業の収益成長性や割安度等を総合的に勘案し、相対的に投資魅力度が高いと判断される銘柄群を購入し（下記6）に定める先物取引等による買建ても含みます。以下「ロングポジション」といいます。）、相対的に投資魅力度が低いと判断される銘柄群を信用取引により売付けを行う（下記6）に定める先物取引等による売建ても含みます。以下「ショートポジション」といいます。）ことで、その銘柄群間で生じる騰落率の格差を主な収益源泉として追求します。

2)銘柄毎の投資魅力度の判断に際しては、原則として同一業種内の銘柄間で相対的な比較を行い、同一業種内においてポジションがロングあるいはショートの片方に大きく偏らないようにコントロールします。（「業種」は東証33業種分類を基に、委託者が独自に作成した分類を用います。）

3)投資助言者である三井住友信託銀行株式会社のアナリストから提供を受けた調査対象企業に関する業績予想数値、アナリスト評価レーティング情報に、割安度判断やテクニカル判断を加えてポートフォリオを組成します。割安度判断では主としてPERやPBR、テクニカル判断では主として株価の移動平均線乖離率や銘柄間相対株価推移等を基準とします。

4)ロングポジションの投資額にショートポジションの投資額を加算した株式への総投資額は、通常、投資信託財産の純資産総額の80～130%を中心にコントロールすることを原則とします。

5)ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

6)投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引

ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

(2)【投資対象】

(イ) 本ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第26条に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(ロ) 委託者は、信託金を主として、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

（ハ）委託者は、信託金を、前記（ロ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

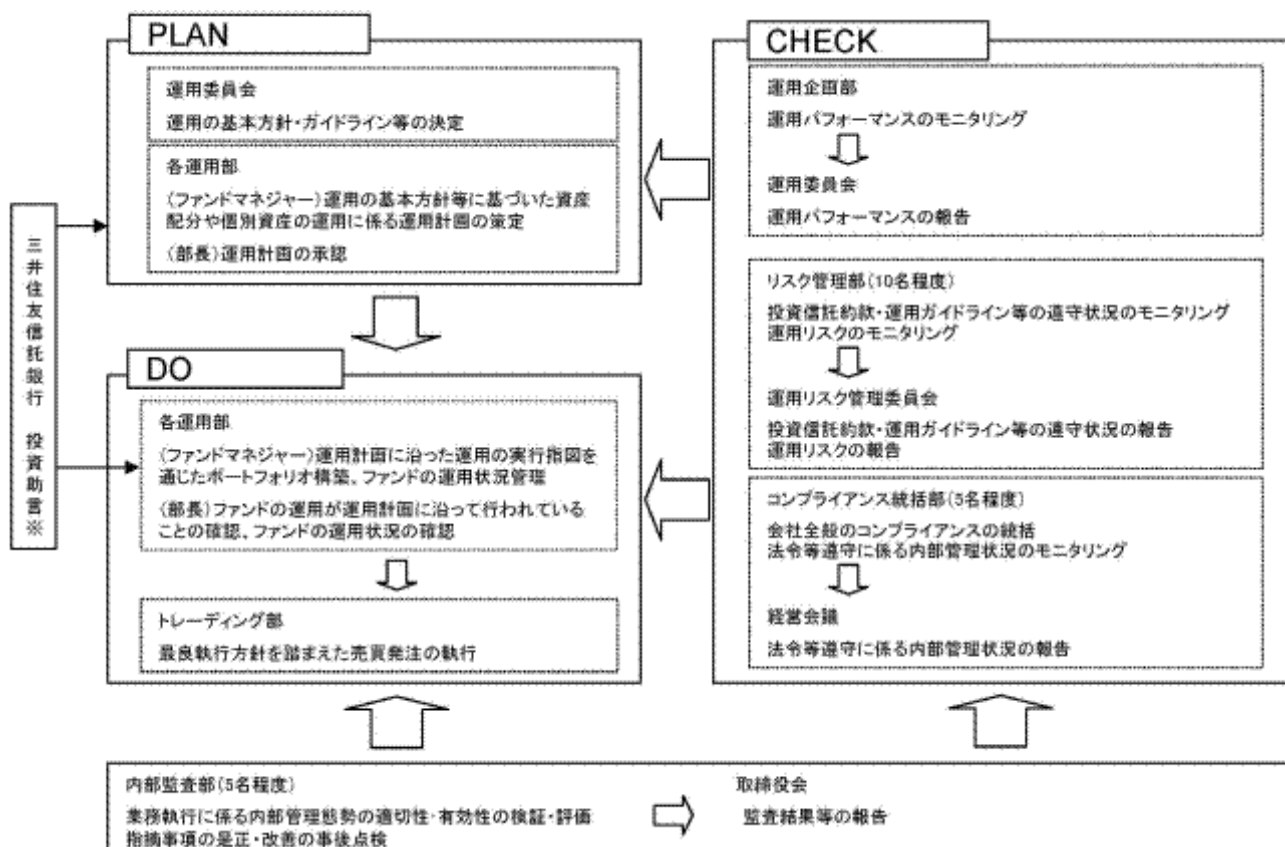
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（ニ）前記（ロ）の規定にかかわらず、本ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前記（ハ）第1号から第4号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。記載された体制、委員会等の名称、人員等は、平成26年3月19日現在のものであり、今後変更されることがあります。



※個別銘柄のリサーチおよび分析、個別銘柄の業績予想

委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

(4)【分配方針】

(イ) 分配方針

年1回の毎決算時（決算日は毎年12月19日。ただし当日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針にもとづき、分配を行います。

①分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

委託者が、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。

③留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断にもとづき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

(ロ) 収益の分配

①投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1)配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額

（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2)売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(5)【投資制限】

(イ) 投資信託約款にもとづく投資制限

①株式への純投資割合（※1）は、原則として投資信託財産の純資産総額の－10%から＋10%までの範囲内とします。純投資割合が当該範囲を超えた場合には、すみやかに調整するものとします。なお、ここでいう「純投資割合」とは、投資信託財産におけるロングポジションの時価総額とショートポジションの時価総額を差引して得られる額を、投資信託財産の純資産総額で除して得た割合をいいます。

※1：（買付銘柄時価総額－売建銘柄時価総額）／投資信託財産の純資産総額

- ②株式への総投資額（※2）は、原則として投資信託財産の純資産総額に100分の150の率を乗じて得られる額以下とします。総投資額が当該範囲を超えた場合には、すみやかに調整するものとします。なお、ここでいう「総投資額」とは、投資信託財産におけるロングポジションの時価総額にショートポジションの時価総額を加算して得られる合計額をいいます。

※2：買付銘柄と売建銘柄の合計時価総額

- ③同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑧信用取引による同一銘柄の株式の売付けは、取引時において当該売付けに係る建て玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑨外貨建資産への投資は行いません。
- ⑩委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。前文の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
- ⑪委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることを指図することができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことを指図することができるものとします。信用取引の指図は、当該売付に係る建て玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ⑫委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。
- ⑬委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ⑭委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算において投資信託財産に属さない公社債を売付けることを指図することができます。なお、当該売付の決済については、公社

債（投資信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことを指図することができるものとし、売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

⑮委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができ、この指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

⑯委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。また、一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。また、収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。なお、借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

（ロ）法律等で規制される取引等

委託者は、「金融商品取引法」および「投資信託及び投資法人に関する法律」等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図その他の業務を遂行しなければなりません。関係法令に定める運用上の禁止行為または規制事項のうち、後記される利害関係人との取引制限を除く主なものは、以下の通りです。

＜同一の法人の発行する株式への投資制限＞（投資信託及び投資法人に関する法律）

運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する同一の法人の発行する株式に係る議決権の総数が、当該法人の総発行株式の数に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図してはならない。

＜デリバティブ取引に係る投資制限＞（金融商品取引業等に関する内閣府令）

投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託者が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはならない。

3 【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様へ帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

②信用リスク

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

③ロング・ショート戦略に係るリスク

ファンドは、現物株式の買付（ロングポジション）と信用取引による売建て（ショートポジション）を組み合わせ、ポートフォリオを組成するため、現物価格が下落した場合及び売り建てている銘柄の価格が上昇した場合には、基準価額の下落要因となります。

④流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で、有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

①分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

②ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(2) リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

①運用部門から独立したリスク管理部及びコンプライアンス統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び経営会議に報告します。

②内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料（受益権1口当たり）は、取得申込受付日の基準価額に、3.15%（※）（税抜 3.0%）の率を上限として、指定販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

※消費税率が8%になった場合は、3.24%となります。

申込手数料の詳細については、指定販売会社にお問い合わせください。指定販売会社については、委託者にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、以下の通りです。

<お問い合わせ先>

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬等の額及び支弁の方法

- ①信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率1.68%（※）（税抜 1.6%）を乗じて得た額とします。その配分は下記の通りです。

委託会社	年率 0.7875%	（税抜 0.75%）
販売会社	年率 0.7875%	（税抜 0.75%）
受託会社	年率 0.105%	（税抜 0.1%）

※消費税率が8%になった場合は、1.728%となります。その配分は下記の通りです。

委託会社	年率 0.81%	（税抜 0.75%）
販売会社	年率 0.81%	（税抜 0.75%）
受託会社	年率 0.108%	（税抜 0.1%）

- ②信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。
- ③信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(4)【その他の手数料等】

- （イ）ご解約時には、解約請求受付日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保金（※）として当該基準価額から控除します。

※「信託財産留保金」（以下「信託財産留保額」ということがあります。）とは、償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から頂く一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。以下同じ。

- （ロ）投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用（消費税等を含みます。）ならびに受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。投資信託約款の定めにもとづいて、資金の借入れを行う場合の利息も同様です。負担の水準・計算方法は、個別の費用・税金等により異なり、実費での負担（運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。）となります。

- （ハ）証券取引に伴う売買委託手数料等の手数料（消費税等を含みます。）または税金、先物・オプション取引に要する費用（消費税等を含みます。）、組入資産の保管に要する費用（消費税等を含みます。）等は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。負担の水準・計算方法は、個別の費用・税金等により異なり、実費での負担（運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。）となります。

- （ニ）投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

- （イ）個人の受益者に対する課税

- ①収益分配金に対する課税

収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

なお原則として確定申告不要ですが、確定申告により、申告分離課税又は総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

	税 率（内 訳）
平成26年1月1日から平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15.315%、住民税5%）
平成50年1月1日以降	20%（所得税15%、住民税5%）

（平成26年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

②一部解約金及び償還金に対する課税

一部解約時及び償還時の譲渡益は譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その税率は、上記①の表の通りです。

③損益通算について

一部解約時及び償還時の譲渡損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡所得の金額及び申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額から控除することが可能となります。また、一部解約時及び償還時の差益については、上場株式等の譲渡損失との通算が可能となります。

④少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税額から控除できます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

	税 率（所得税のみ）
平成26年1月1日から平成49年12月31日まで	15.315%
平成50年1月1日以降	15%

（平成26年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

（ハ）個別元本について

①追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）に当たります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

③ただし個別元本は、複数支店で同一ファンドの受益権を取得する場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

④受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の「（二）普通分配金と元本払戻金（特別分配金）」について」をご参照ください。）

（二）普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受け取る際、

- ①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、
- ②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※上記は、平成26年1月31日現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の記載は、平成26年1月31日現在の状況について記載してあります。

(1)【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	80,851,300	57.35
国債証券	日本	39,994,240	28.37
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		20,129,103	14.28
合計(純資産総額)		140,974,643	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a. 投資有価証券の主要銘柄

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額(円)		評価額(円)		利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額			
日本	国債証券	第366回国庫短期証券	—	40,000,000	99.97	39,991,920	99.98	39,994,240	0.0	2014/05/20	28.37
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	6,000	1,250.00	7,500,000	1,265.00	7,590,000	—	—	5.38
日本	株式	オリックス	その他金融業	4,000	1,769.00	7,076,000	1,590.00	6,360,000	—	—	4.51
日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	700	8,330.00	5,831,000	7,632.00	5,342,400	—	—	3.79
日本	株式	アイネット	情報・通信業	6,200	769.73	4,772,367	815.00	5,053,000	—	—	3.58
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	800	6,200.00	4,960,000	5,922.00	4,737,600	—	—	3.36
日本	株式	黒田電気	卸売業	2,800	1,534.37	4,296,236	1,579.00	4,421,200	—	—	3.14
日本	株式	ニチユ三菱フォークリフト	輸送用機器	6,000	681.00	4,086,000	665.00	3,990,000	—	—	2.83
日本	株式	千代田インテグレ	電気機器	1,900	1,843.80	3,503,220	1,972.00	3,746,800	—	—	2.66
日本	株式	ジェイ エフイー ホールディングス	鉄鋼	1,600	2,410.00	3,856,000	2,160.00	3,456,000	—	—	2.45
日本	株式	三井不動産	不動産業	1,000	3,585.00	3,585,000	3,289.00	3,289,000	—	—	2.33
日本	株式	やまびこ	機械	900	3,005.00	2,704,500	3,605.00	3,244,500	—	—	2.30
日本	株式	GMOインターネット	情報・通信業	2,500	1,361.85	3,404,634	1,266.00	3,165,000	—	—	2.25
日本	株式	江守商事	卸売業	1,300	2,051.70	2,667,217	2,116.00	2,750,800	—	—	1.95
日本	株式	日本触媒	化学	2,000	1,119.88	2,239,760	1,083.00	2,166,000	—	—	1.54
日本	株式	大阪瓦斯	電気・ガス業	5,000	415.00	2,075,000	417.00	2,085,000	—	—	1.48
日本	株式	リンテック	その他製品	1,100	1,948.70	2,143,578	1,888.00	2,076,800	—	—	1.47

日本	株式	ペルク	小売業	1,100	1,793.00	1,972,300	1,851.00	2,036,100	—	—	1.44
日本	株式	楽天	サービス業	1,200	1,500.00	1,800,000	1,684.00	2,020,800	—	—	1.43
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	300	5,290.00	1,587,000	4,824.00	1,447,200	—	—	1.03
日本	株式	ふくおかフィナンシャルグループ	銀行業	3,000	450.00	1,350,000	431.00	1,293,000	—	—	0.92
日本	株式	信越化学工業	化学	200	6,040.00	1,208,000	5,763.00	1,152,600	—	—	0.82
日本	株式	三井物産	卸売業	800	1,400.00	1,120,000	1,385.00	1,108,000	—	—	0.79
日本	株式	リコー	電気機器	1,000	1,085.00	1,085,000	1,091.00	1,091,000	—	—	0.77
日本	株式	岡三証券グループ	証券、商品先物取引業	1,000	927.00	927,000	968.00	968,000	—	—	0.69
日本	株式	住友精化	化学	1,000	822.00	822,000	818.00	818,000	—	—	0.58
日本	株式	旭化成	化学	1,000	805.00	805,000	785.00	785,000	—	—	0.56
日本	株式	凸版印刷	その他製品	1,000	815.00	815,000	756.00	756,000	—	—	0.54
日本	株式	リロ・ホールディング	サービス業	100	4,835.00	483,500	5,390.00	539,000	—	—	0.38
日本	株式	カルソニックカンセイ	輸送用機器	1,000	541.00	541,000	516.00	516,000	—	—	0.37

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

b. 投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
株式	57.35
国債証券	28.37
合計	85.72

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

c. 投資株式の業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	化学	3.49
		石油・石炭製品	0.12
		鉄鋼	2.45
		機械	2.64
		電気機器	3.43
		輸送用機器	6.56
		その他製品	2.01
		電気・ガス業	2.18
		陸運業	3.91
		情報・通信業	5.83
		卸売業	11.26
		小売業	1.84
		銀行業	2.24

	証券、商品先物取引業	0.72
	その他金融業	4.51
	不動産業	2.36
	サービス業	1.82
合計		57.35

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額(円)		1万口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第2期計算期間末 (平成16年12月20日)	1,058,744,182	1,122,152,182	10,018	10,618
第3期計算期間末 (平成17年12月19日)	1,598,282,404	1,606,240,710	10,042	10,092
第4期計算期間末 (平成18年12月19日)	1,065,692,274	1,065,692,274	9,143	9,143
第5期計算期間末 (平成19年12月19日)	585,015,977	585,015,977	9,741	9,741
第6期計算期間末 (平成20年12月19日)	401,174,037	401,174,037	9,289	9,289
第7期計算期間末 (平成21年12月21日)	299,627,104	299,627,104	9,877	9,877
第8期計算期間末 (平成22年12月20日)	257,965,327	257,965,327	9,700	9,700
第9期計算期間末 (平成23年12月19日)	240,087,164	240,087,164	9,748	9,748
第10期計算期間末 (平成24年12月19日)	198,369,662	198,369,662	9,967	9,967
第11期計算期間末 (平成25年12月19日)	138,307,414	142,016,513	11,187	11,487
平成25年 1月末日	200,115,538	—	10,229	—
2月末日	197,074,855	—	10,198	—
3月末日	195,544,522	—	10,229	—
4月末日	194,099,501	—	10,746	—
5月末日	136,644,620	—	11,145	—
6月末日	133,597,542	—	10,959	—
7月末日	132,932,169	—	11,004	—
8月末日	124,102,709	—	10,803	—
9月末日	122,848,995	—	10,994	—
10月末日	123,620,049	—	11,052	—

11月末日	136,291,208	—	11,452	—
12月末日	139,901,693	—	11,275	—
平成26年 1月末日	140,974,643	—	11,265	—

②【分配の推移】

期 間	1 万口当たりの分配金(円)
第2期計算期間(平成15年12月20日～平成16年12月20日)	600
第3期計算期間(平成16年12月21日～平成17年12月19日)	50
第4期計算期間(平成17年12月20日～平成18年12月19日)	0
第5期計算期間(平成18年12月20日～平成19年12月19日)	0
第6期計算期間(平成19年12月20日～平成20年12月19日)	0
第7期計算期間(平成20年12月20日～平成21年12月21日)	0
第8期計算期間(平成21年12月22日～平成22年12月20日)	0
第9期計算期間(平成22年12月21日～平成23年12月19日)	0
第10期計算期間(平成23年12月20日～平成24年12月19日)	0
第11期計算期間(平成24年12月20日～平成25年12月19日)	300

③【収益率の推移】

期 間	収益率(%)
第2期計算期間(平成15年12月20日～平成16年12月20日)	6.1
第3期計算期間(平成16年12月21日～平成17年12月19日)	0.7
第4期計算期間(平成17年12月20日～平成18年12月19日)	△9.0
第5期計算期間(平成18年12月20日～平成19年12月19日)	6.5
第6期計算期間(平成19年12月20日～平成20年12月19日)	△4.6
第7期計算期間(平成20年12月20日～平成21年12月21日)	6.3
第8期計算期間(平成21年12月22日～平成22年12月20日)	△1.8
第9期計算期間(平成22年12月21日～平成23年12月19日)	0.5
第10期計算期間(平成23年12月20日～平成24年12月19日)	2.2
第11期計算期間(平成24年12月20日～平成25年12月19日)	15.3

(注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

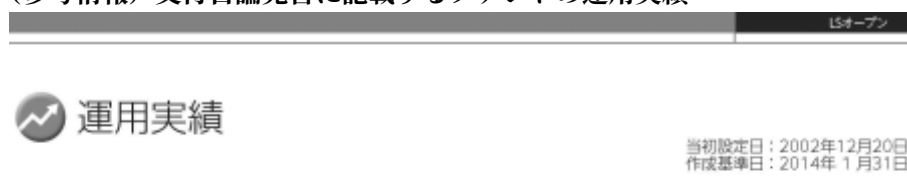
(4)【設定及び解約の実績】

期 間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第2期計算期間 (平成15年12月20日～平成16年12月20日)	1,033,700,000	1,220,580,000	1,056,800,000
第3期計算期間 (平成16年12月21日～平成17年12月19日)	1,406,561,226	871,700,000	1,591,661,226
第4期計算期間 (平成17年12月20日～平成18年12月19日)	556,123,098	982,242,374	1,165,541,950
第5期計算期間 (平成18年12月20日～平成19年12月19日)	19,715,545	584,683,751	600,573,744
第6期計算期間 (平成19年12月20日～平成20年12月19日)	16,229,811	184,936,238	431,867,317

第7期計算期間 (平成20年12月20日～平成21年12月21日)	19,592,471	148,107,721	303,352,067
第8期計算期間 (平成21年12月22日～平成22年12月20日)	8,265,329	45,682,601	265,934,795
第9期計算期間 (平成22年12月21日～平成23年12月19日)	21,702,590	41,336,511	246,300,874
第10期計算期間 (平成23年12月20日～平成24年12月19日)	15,604,049	62,869,294	199,035,629
第11期計算期間 (平成24年12月20日～平成25年12月19日)	36,246,027	111,645,018	123,636,638

(注)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

(参考情報) 交付目論見書に記載するファンドの運用実績



基準価額・純資産の推移



基準価額	11.265円
純資産総額	141百万円

※基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
※上記グラフは作成基準日以前の直近10年間を表示しております。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額:950円

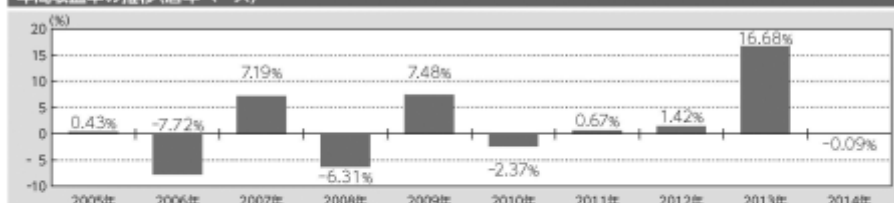
決算期	2009年12月	2010年12月	2011年12月	2012年12月	2013年12月
分配金	0円	0円	0円	0円	300円

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

銘柄名	国/地域	種類	業種	利率	償還期限	投資比率
第366回国庫短期証券	日本	国債証券	—	0.00%	2014/05/20	28.4%
伊藤忠商事	日本	株式	卸売業	—	—	5.4%
オリックス	日本	株式	その他金融業	—	—	4.5%
東日本旅客鉄道	日本	株式	陸運業	—	—	3.8%
アイネット	日本	株式	情報・通信業	—	—	3.6%
トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	—	—	3.4%
黒田電気	日本	株式	卸売業	—	—	3.1%
ニチユ三菱フォークリフト	日本	株式	輸送用機器	—	—	2.8%
千代田インテグレ	日本	株式	電気機器	—	—	2.7%
ジェイ・エフ・イー・ホールディングス	日本	株式	鉄鋼	—	—	2.5%

年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
※2014年は年当初から作成基準日までの収益率です。
※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

本ファンドの受益権の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された本ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（イ）申込手続

- ①本ファンドの受益権の取得申込者は、指定販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行います。
- ②取得申込みは、申込期間における毎営業日に、指定販売会社の営業所等で受け付けます。
- ③取得申込みの受付は、原則として、指定販売会社の営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付になります。
- ④本ファンドの受益権の販売価額は、取得申込受付日の基準価額とします。
（注）分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤申込代金の払込みについては、指定販売会社が指定する期日までに申込みの指定販売会社に支払うものとします。
- ⑥申込みには、収益の分配がなされた場合、税金を差し引いた後の分配金を受領する「一般コース」と、税金を差し引いた後の分配金が自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があり（以下、「一般コース」は「分配金受取りコース」、「自動けいぞく投資コース」は「分配金再投資コース」とそれぞれ読み替えるものとします。）、「自動けいぞく投資コース」を選択した場合には、取得申込者は指定販売会社との間で「分配金再投資に関する契約」を別途締結します。なお、指定販売会社によっては、当該契約について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。指定販売会社によって取扱いコースが異なる場合があります。取扱いコースの詳細については、指定販売会社にお問い合わせください。指定販売会社については、委託者にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、前記「第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1)申込手数料」に記載されている先と同じです。
なお、指定販売会社によっては、定時定額で購入する「自動購入サービス」を利用することもできます。当該サービスを利用する場合には指定販売会社との間で「自動購入サービス」に関する取り決め（指定販売会社によっては、当該契約について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。）を行うものとします。
- ⑦分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、指定販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

（ロ）申込単位

指定販売会社が個別に定める単位とします。詳細については、指定販売会社にお問い合わせください。指定販売会社については、委託者にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、前記「第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1)申込手数料」に記載されている先と同じです。

（ハ）申込手数料

- ①「第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1)申込手数料」をご覧ください。
- ②分配金再投資に関する契約にもとづき収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。

2【換金（解約）手続等】

（イ）受益権の買取請求

本ファンドのご換金の方法は、ご解約の請求のほか受益権の買取の方法によることができます。ただし、受益権の買取は、指定販売会社によっては行わない場合がありますので、詳細については、指定販売会社にお問い合わせください。指定販売会社については、委託者にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、前記「第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1)申込手数料」に記載されている先と同じです。

（ロ）受益権のご解約の請求

ご解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者にご解約の請求をすることができます。ご解約の請求の受付は、原則として、指定販売会社の営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付になります。なお、解約単位は、指定販売会社が個別に定める単位とします。
- ②受益者が前記①のご解約の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③委託者は、前記①のご解約の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。
- ④ご解約の価額は、解約請求受付日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保金として控除した価額（解約価額）とします。

解約価額＝解約請求受付日の基準価額－信託財産留保金

＝解約請求受付日の基準価額－（解約請求受付日の基準価額×0.3%）

- ⑤ご解約の受取金額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた額（解約代金）となります。
- ⑥解約代金は、原則として、解約請求受付日より起算して4営業日目から指定販売会社の営業所等において支払います。
- ⑦委託者は、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、前記①によるご解約の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けたご解約の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑧前記⑦により、ご解約の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日のご解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がそのご解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権のご解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご解約の請求を受け付けたものとして、前記④の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑨解約単位および解約価額に関する投資者の皆様による照会方法等については、指定販売会社にお問い合わせください。指定販売会社については、委託者にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、前記「第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1)申込手数料」に記載されている先と同じです。

（ハ）換金制限

本ファンドの規模および商品性格などにもとづき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間および金額の制限を行う場合があります。詳細については、指定販売会社にお問い合わせください。指定販売会社については、委託者にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、前記「第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1)申込手数料」に記載されている先と同じです。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

(イ) 基準価額の算出方法

基準価額とは、投資信託財産に属する有価証券（受入担保金代用有価証券および借入れ公社債を除きます。）、金融商品等のすべての資産を時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した純資産総額を、本ファンドの基準価額計算日における受益権総口数で除した1口当たり純資産価額をいいます。なお、投資信託財産に属する有価証券等の資産の時価評価は、原則として、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって評価します。

[主要な投資対象の評価方法]

①わが国の取引所に上場されている株式

原則として、本ファンドの基準価額計算日の当該取引所における最終相場で評価します。

②信用取引

原則として、本ファンドの基準価額計算日の当該信用取引に係る銘柄の取引所における最終相場で評価します。

(ロ) 基準価額の算出頻度

基準価額は、委託者の営業日において日々算出されます。

(ハ) 基準価額に関する投資者による照会方法等

基準価額は、委託者および指定販売会社で入手できます。投資者の皆様による照会方法等については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、前記「第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1)申込手数料」に記載されている先と同じです。なお、基準価額は、翌日の日本経済新聞に掲載されます。ただし、表示は1万口当りに換算した価額で行われます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成14年12月20日から投資信託約款第4条の規定による信託終了の日までとします。（原則無期限）

(4)【計算期間】

原則として、毎年12月20日から翌年12月19日までとします。なお、当該計算期間終了の該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

(イ) 信託の終了

①(a)委託者は、投資信託約款に定める信託終了前にこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b)委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の残存口数が5億口を下回ることになった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(c)委託者は、前記(a)および(b)の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(d)前記(c)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(e)前記(d)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)および(b)の投資信託契約の解約をしません。

(f)委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(g)前記(d)から(f)までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記(d)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

②委託者は、監督官庁より、この投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

③委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、後記「(ロ)投資信託約款の変更①(d)」に該当する場合を除き、この信託はその委託者と受託者との間において存続します。

④受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し信託を終了させます。

(ロ) 投資信託約款の変更

①(a)委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(b)委託者は、前記(a)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(c)前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(d)前記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)の投資信託約款の変更をしません。

(e)委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

②委託者は、監督官庁の命令にもとづいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、前記①に記載されている手続きにしたがいます。

(ハ) 指定販売会社との証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約の更改等に関する手続

指定販売会社との証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、契約満了日の3ヶ月前までに別段の意思表示のないときは、同一条件にて自動的に1年間更新され、以後も同様とします。期間の途中において必要あるときは、契約の一部を変更することができます。

(ニ) 運用報告書

委託者は、計算期間の末日ごとおよび償還時に、期間中の運用経過のほか投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、原則として当該投資信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

(ホ) 信託事務処理の再信託

受託者は、本ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類にもとづいて所定の事務を行います。

(ヘ) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

本ファンドの受益者が有する主な権利は、以下の通りです。なお、本ファンドの受益権の1口当たり投資信託財産持分は、すべて均等かつ同一であり、取得申込日の前後等により受益者間で1口当たり持分の差異が生じることはありません。

(イ) 収益分配金請求権

受益者は、委託者が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、決算日から起算して5営業日目までに受益者に支払います。収益分配金の支払いは指定販売会社の営業所等において行います。

前記にかかわらず、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者については、収益分配金は、自動的に本ファンドの受益権に再投資されます。この場合、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に支払われ、指定販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属するものとします。

※分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、取得申込者となります。）に、原則として、決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は、税金を差し引いた後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(ロ) 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、原則として、償還日から起算して5営業日目までに受益者に支払います。償還金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行われます。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属するものとします。

(ハ) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、ご解約の請求をすることにより換金する権利を有します。

(ニ) 反対者の買取請求権

投資信託契約の解約、または投資信託約款の変更のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

（ホ）帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託者に対し、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

なお、受益者には、議決権、受益者集会の権利はありません。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間(平成24年12月20日から平成25年12月19日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

LSオープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第10期 (平成24年12月19日現在)	第11期 (平成25年12月19日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	15,075,894	39,506,561
株式	131,689,100	82,371,300
国債証券	59,975,340	39,991,920
未収入金	4,494,015	—
信用取引預け金	107,603,476	59,838,063
未収配当金	1,900	10,000
未収利息	25	55
その他未収収益	4,570	2,111
流動資産合計	318,844,320	221,720,010
資産合計	318,844,320	221,720,010
負債の部		
流動負債		
信用売証券	113,396,190	73,194,900
未払金	3,563,161	1,286,521
未払収益分配金	—	3,709,099
未払解約金	1,162,060	3,684,276
未払受託者報酬	108,324	68,354
未払委託者報酬	1,624,769	1,025,272
その他未払費用	620,154	444,174
流動負債合計	120,474,658	83,412,596
負債合計	120,474,658	83,412,596
純資産の部		
元本等		
元本	199,035,629	123,636,638
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△665,967	14,670,776
（分配準備積立金）	5,093,384	11,948,928
元本等合計	198,369,662	138,307,414
純資産合計	198,369,662	138,307,414
負債純資産合計	318,844,320	221,720,010

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第10期 (自 平成23年12月20日 至 平成24年12月19日)	第11期 (自 平成24年12月20日 至 平成25年12月19日)
営業収益		
受取配当金	3,160,150	2,536,754
受取利息	16,443	12,608
有価証券売買等損益	7,165,062	27,164,344
その他収益	96,713	59,437
営業収益合計	10,438,368	29,773,143
営業費用		
受託者報酬	231,897	165,982
委託者報酬	3,478,296	2,489,553
その他費用	3,104,444	2,593,944
営業費用合計	6,814,637	5,249,479
営業利益又は営業損失（△）	3,623,731	24,523,664
経常利益又は経常損失（△）	3,623,731	24,523,664
当期純利益又は当期純損失（△）	3,623,731	24,523,664
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△724,709	9,784,120
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△6,213,710	△665,967
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,699,146	4,317,931
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,699,146	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	4,317,931
剰余金減少額又は欠損金増加額	499,843	11,633
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	11,633
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	499,843	—
分配金	—	3,709,099
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△665,967	14,670,776

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日又は計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2)国債証券 移動平均法(買付約定後、最初の利払日までは個別法)に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等で評価しております。 (3)信用売証券 個別法に基づき、時価評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日又は計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第10期 (平成24年12月19日現在)	第11期 (平成25年12月19日現在)
1. 期首元本額	246,300,874円	199,035,629円
期中追加設定元本額	15,604,049円	36,246,027円
期中一部解約元本額	62,869,294円	111,645,018円
2. 担保に供している資産	信用取引に係る差入保証金の代用として、次の有価証券を差し入れております。 株式 91,381,800円 なお、上記の金額には、約定未受渡株式を含んでおります。	信用取引に係る差入保証金の代用として、次の有価証券を差し入れております。 株式 46,877,900円 なお、上記の金額には、約定未受渡株式を含んでおります。
3. 当該計算期間の末日における受益権総数	199,035,629口	123,636,638口

4. 「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 665,967円	—
5. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9967円 (9,967円)	1.1187円 (11,187円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

分配金の計算過程

		第10期 自 平成23年12月20日 至 平成24年12月19日	第11期 自 平成24年12月20日 至 平成25年12月19日
費用控除後の配当等収益額	A	1,275,254円	1,330,280円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	11,926,305円
収益調整金額	C	1,004,853円	2,721,848円
分配準備積立金額	D	3,818,130円	2,401,442円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,098,237円	18,379,875円
当ファンドの期末残存口数	F	199,035,629口	123,636,638口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	306.38円	1,486.60円
1万口当たり分配金額	H	—円	300円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円	3,709,099円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、市場リスク(株価変動リスク)、信用リスク、流動性リスク、ロング・ショート戦略に係るリスク等に晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立したリスク管理部及びコンプライアンス統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び経営会議に報告します。 内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)株式、国債証券及び信用売証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額	金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第10期 (平成24年12月19日現在)	第11期 (平成25年12月19日現在)
	計算期間(自 平成23年12月20日 至 平成24年12月19日)の損益に含まれた評価差額(円)	計算期間(自 平成24年12月20日 至 平成25年12月19日)の損益に含まれた評価差額(円)
株式	22,673,731	19,598,796
国債証券	35,340	28,800
資産合計	22,709,071	19,627,596
信用売証券	△14,569,771	△13,922,883
負債合計	△14,569,771	△13,922,883

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

① 有価証券明細表

A. 株式

銘 柄	株式数 (株)	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
旭化成	2,000	805.00	1,610,000	(注)
住友精化	1,000	822.00	822,000	
信越化学工業	200	6,040.00	1,208,000	(注)
日本触媒	1,000	1,120.00	1,120,000	(注)
MORESCO	100	1,718.00	171,800	(注)
ジェイ エフ イー ホールディングス	1,800	2,410.00	4,338,000	(注)
やまびこ	900	3,005.00	2,704,500	(注)
住友重機械工業	1,000	468.00	468,000	(注)
千代田インテグレ	1,600	1,833.00	2,932,800	
リコー	1,000	1,085.00	1,085,000	
ニチュ三菱フォークリフト	9,000	681.00	6,129,000	(注)
トヨタ自動車	800	6,200.00	4,960,000	(注)
カルソニックカンセイ	1,000	541.00	541,000	(注)
凸版印刷	1,000	815.00	815,000	(注)
リンテック	100	1,855.00	185,500	(注)
九州電力	400	1,292.00	516,800	(注)
東京瓦斯	1,000	508.00	508,000	
大阪瓦斯	5,000	415.00	2,075,000	
東日本旅客鉄道	700	8,330.00	5,831,000	(注)
日立物流	100	1,622.00	162,200	(注)
GMOインターネット	2,200	1,364.00	3,000,800	(注)
アイネット	6,200	767.00	4,755,400	(注)
黒田電気	3,300	1,530.00	5,049,000	(注)
伊藤忠商事	6,000	1,250.00	7,500,000	(注)
三井物産	800	1,400.00	1,120,000	(注)
江守商事	1,000	2,020.00	2,020,000	(注)
MonotaRO	100	1,974.00	197,400	
ユナイテッドアローズ	100	3,775.00	377,500	(注)
ベルク	1,100	1,793.00	1,972,300	(注)
三井住友フィナンシャルグループ	300	5,290.00	1,587,000	(注)
ふくおかフィナンシャルグループ	3,000	450.00	1,350,000	(注)
広島銀行	1,000	411.00	411,000	(注)
岡三証券グループ	1,000	927.00	927,000	(注)
マネックスグループ	100	420.00	42,000	
オリックス	4,000	1,769.00	7,076,000	
三井不動産	1,000	3,585.00	3,585,000	
グランディハウス	100	338.00	33,800	

楽天	1,800	1,500.00	2,700,000	
リロ・ホールディング	100	4,835.00	483,500	(注)
合計	62,900	—	82,371,300	

(注)以下の有価証券を差入保証金代用有価証券として差入れています。

なお、下記の代用有価証券の担保差入株数には、約定未受渡株数を含んでいます。

銘 柄	株式数(株)
旭化成	2,000
信越化学工業	200
日本触媒	1,000
MORESCO	100
ジェイ エフ イー ホールディングス	1,700
やまびこ	500
住友重機械工業	1,000
ニチユ三菱フォークリフト	8,000
トヨタ自動車	800
カルソニックカンセイ	1,000
凸版印刷	1,000
リンテック	100
九州電力	400
東日本旅客鉄道	200
日立物流	100
GMOインターネット	1,200
アイネット	2,000
黒田電気	1,500
伊藤忠商事	6,000
三井物産	800
江守商事	600
ユナイテッドアローズ	100
ベルク	1,100
三井住友フィナンシャルグループ	300
ふくおかフィナンシャルグループ	3,000
広島銀行	1,000
岡三証券グループ	1,000
リロ・ホールディング	100

B. 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	第366回国庫短期証券	40,000,000	39,991,920	

国債証券 小計	40,000,000	39,991,920	
合計	40,000,000	39,991,920	

② 信用取引契約残高明細表

銘 柄	信用取引		備考
	売建株数（株）	評価額(円)	
清水建設	1,000	505,000	
きんでん	1,000	1,049,000	
アダストリアホールディングス	300	1,146,000	
ハニーズ	510	510,000	
三越伊勢丹ホールディングス	1,500	2,203,500	
トヨタ紡織	400	516,000	
日産化学工業	1,000	1,633,000	
宇部興産	4,000	828,000	
武田薬品工業	500	2,535,000	
小林製薬	500	2,805,000	
東燃ゼネラル石油	1,000	971,000	
住友ゴム工業	1,500	2,182,500	
神戸製鋼所	4,000	696,000	
ナブテスコ	300	719,400	
日立建機	500	1,102,000	
栗田工業	1,500	3,189,000	
コーセル	800	964,000	
川崎重工業	8,000	3,392,000	
コロワイド	2,000	2,000,000	
大日本印刷	4,000	4,316,000	
任天堂	100	1,368,000	
丸紅	10,000	7,190,000	
三菱商事	700	1,367,800	
イズミ	200	627,000	
静岡銀行	3,000	3,324,000	
スルガ銀行	1,000	1,707,000	
滋賀銀行	1,000	528,000	
南都銀行	1,000	385,000	
中国銀行	1,500	1,954,500	
いちよし証券	1,300	2,059,200	
三菱地所	1,000	2,991,000	
東武鉄道	1,000	497,000	
小田急電鉄	5,000	4,605,000	

南海電気鉄道	9,000	3,258,000	
四国電力	200	304,000	
東邦瓦斯	9,000	4,455,000	
西部瓦斯	5,000	1,220,000	
セコム	100	619,000	
コナミ	600	1,473,000	
	85,010	73,194,900	

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

④ 不動産等明細表

該当事項はありません。

⑤ 商品明細表

該当事項はありません。

⑥ 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

⑦ その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

⑧ 借入金明細表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成26年1月31日現在）

I 資産総額	216,121,048	円
II 負債総額	75,146,405	円
III 純資産総額(I － II)	140,974,643	円
IV 発行済口数	125,144,546	口
V 1口当たり純資産額(III／IV)	1.1265	円
1万口当たり純資産額	11,265	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）名義書換

該当事項はありません。

（ロ）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（ハ）譲渡制限

該当事項はありません。

（ニ）振替受益権の取扱い

本ファンドの受益権は、社振法の適用を受けています。

①受益証券の不発行

委託者は、本ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

②受益権の譲渡

1) 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

2) 前記1)の申請のある場合には、前記1)の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

3) 委託者は、前記1)に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

④受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

⑤償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者としてします。）に支払います。

⑥質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額（平成26年1月31日現在）

資本金の額	：3億円
発行可能株式総数	：12,000株
発行済株式総数	：3,000株
最近5年間ににおける資本金の額の増減	：該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

①会社の意思決定機構

会社に取り締役3名以上、監査役2名以内をおきます。取締役及び監査役は、株主総会において選任され、又は解任されます。

取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。

また、取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

取締役会は、その決議をもって、取締役の中から、代表取締役若干名を選定します。また、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役の中から、副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができます。

取締役会は、社長が招集し、議長となります。

社長にさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位にしたがい、ほかの取締役がその職務を代行します。

取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに招集通知を發します。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができ、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の経路を経ずに取締役会を開催することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

②投資運用の意思決定機構

[PLAN（計画）]

運用企画部担当役員を委員長とする運用委員会において、ファンドの運用の基本方針や運用ガイドラインなどを決定します。運用委員会で決定された運用の基本方針等に基づき、各運用部において、ファンドマネジャーが資産配分や個別資産の運用に係る運用計画を月次で策定し、部長が承認します。

[DO（実行）]

各運用部のファンドマネジャーは、運用計画に沿った運用の実行指図を通じてポートフォリオを構築し、ファンドの運用状況を管理します。

各運用部の部長は、ファンドの運用が運用計画に沿って行われていることを確認します。

売買発注の執行は、各運用部からの運用の実行指図に基づき、各運用部から独立したトレーディング部のトレーダーが行います。

〔CHECK（検証・評価）〕

運用企画部は、運用部門において各運用部から独立した立場で、毎月開催される運用委員会（委員長は運用企画部担当役員）に運用パフォーマンスに係るモニタリング状況を報告します。

このモニタリング状況や討議内容は、各運用部の部長（委員会の構成員）からファンドマネジャーに速やかにフィードバックされ、ファンドの運用に反映させています。

また、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理部及びコンプライアンス統括部が担当します。このモニタリング結果は、毎月開催される運用リスク管理委員会（委員長はリスク管理部担当役員）及び経営会議（議長は社長）に報告されます。

こうした牽制態勢のもと、PLAN－DO－CHECKのPDCサイクルによる一貫した運用プロセスにより、適切な運用体制を維持するよう努めています。

さらに、内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価します。この監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

委託会社の機構は平成26年3月19日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。

平成26年1月31日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドを除きます。）は次の通りです。

	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	363	4,662,865
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
合計	363	4,662,865

3【委託会社等の経理状況】

- (1)委託者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託者」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。また、委託者の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条に基づき、同規則並びに、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
- なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (2)委託者は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。また、委託者は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度の中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,826,115	8,192,444
前払費用	30,184	81,751
未収委託者報酬	944,716	2,210,605
未収運用受託報酬	26,998	31,051
未収入金	75,514	676
一年以内返還予定保証金	187,128	—
繰延税金資産	69,857	61,743
その他	31,325	19,263
流動資産合計	6,191,840	10,597,535
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 3,525	※1 79,281
器具備品	※1 14,970	※1 103,209
建設仮勘定	62,454	—
有形固定資産合計	80,949	182,491
無形固定資産		
ソフトウェア	60,130	168,561
ソフトウェア仮勘定	12,151	—
その他無形固定資産	928	1,770
無形固定資産合計	73,209	170,332
投資その他の資産		
投資有価証券	43,194	47,112
長期前払費用	357	—
長期貸付金	—	31,838
会員権	—	25,000
その他の投資	165	633
貸倒引当金	—	△31,838
投資その他の資産合計	43,717	72,746
固定資産合計	197,876	425,570
資産合計	6,389,717	11,023,105

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	22,794	19,992
未払金	644,600	1,459,757
未払収益分配金	30	—
未払手数料	438,778	942,503
その他未払金	205,791	517,254
未払費用	112,121	82,209
未払法人税等	20,166	204,363
未払消費税等	5,683	11,940
賞与引当金	71,044	92,832
移転関連費用引当金	41,450	—
その他流動負債	—	21,231
流動負債合計	917,862	1,892,326
固定負債		
資産除去債務	—	12,281
退職給付引当金	199,976	268,531
繰延税金負債	308,964	303,555
固定負債合計	508,940	584,368
負債合計	1,426,803	2,476,694
純資産の部		
株主資本		
資本金	300,000	300,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	—	350,000
資本剰余金合計	—	350,000
利益剰余金		
利益準備金	56,500	59,500
その他利益剰余金		
別途積立金	2,100,000	2,100,000
繰越利益剰余金	2,516,273	5,731,912
利益剰余金合計	4,672,773	7,891,412
株主資本合計	4,972,773	8,541,412
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 9,859	4,998
評価・換算差額等合計	△9,859	4,998
純資産合計	4,962,913	8,546,410

負債・純資産合計

6,389,717

11,023,105

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	7,821,113	19,128,296
運用受託報酬	98,179	94,659
営業収益合計	7,919,292	19,222,955
営業費用		
支払手数料	3,715,816	9,030,246
広告宣伝費	61,165	73,287
公告費	2,451	2,244
調査費	1,023,870	4,132,154
調査費	86,225	207,030
委託調査費	936,024	3,922,394
図書費	1,620	2,729
営業雑経費	610,455	1,294,879
通信費	10,764	21,905
印刷費	121,287	330,735
協会費	10,136	21,939
諸会費	803	757
情報機器関連費	436,328	874,151
その他営業雑経費	31,135	45,391
営業費用合計	5,413,759	14,532,812
一般管理費		
給料	1,276,685	2,259,238
役員報酬	35,160	78,205
給料・手当	1,048,061	1,967,177
賞与	193,464	213,855
退職給付費用	66,790	64,787
福利費	152,149	190,716
交際費	1,012	879
旅費交通費	25,687	45,160
租税公課	16,148	25,420
不動産賃借料	238,033	129,096
寄付金	2,832	—
減価償却費	55,540	129,966
敷金償却	2,804	—
諸経費	81,858	※1 257,947
一般管理費合計	1,919,541	3,103,213
営業利益	585,991	1,586,929

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	2,795	1,919
受取利息	13,889	6,475
投資有価証券売却益	149	924
貸倒引当金戻入	—	3,000
その他	2,125	2,552
営業外収益合計	18,961	14,873
営業外費用		
支払手数料	800	—
投資有価証券売却損	12	14,182
その他	74	361
営業外費用合計	887	14,544
経常利益	604,065	1,587,257
特別利益		
投資有価証券売却益	1,277,804	30,000
特別利益合計	1,277,804	30,000
特別損失		
統合関連損失	123,726	484,725
特別損失合計	123,726	484,725
税引前当期純利益	1,758,142	1,132,532
法人税、住民税及び事業税	241,760	369,828
法人税等調整額	368,903	56,358
法人税等合計	610,664	426,187
当期純利益	1,147,477	706,344

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	300,000	300,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	300,000	300,000
資本剰余金		
その他資本剰余金		
当期首残高	—	—
当期変動額		
自己株式の消却	△ 3,019,410	—
その他利益剰余金より振替	3,019,410	—
合併による増加	—	350,000
当期変動額合計	—	350,000
当期末残高	—	350,000
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	53,500	56,500
当期変動額		
剰余金の配当に伴う積立	3,000	3,000
当期変動額合計	3,000	3,000
当期末残高	56,500	59,500
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	5,100,000	2,100,000
当期変動額		
繰越利益剰余金へ振替	△ 3,000,000	—
当期変動額合計	△ 3,000,000	—
当期末残高	2,100,000	2,100,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,421,205	2,516,273
当期変動額		
剰余金の配当	△ 33,000	△ 33,000
当期純利益	1,147,477	706,344
別途積立金より振替	3,000,000	—
その他資本剰余金へ振替	△ 3,019,410	—
合併による増加	—	2,542,294
当期変動額合計	1,095,067	3,215,638
当期末残高	2,516,273	5,731,912
利益剰余金合計		
当期首残高	6,574,705	4,672,773
当期変動額		
剰余金の配当	△ 30,000	△ 30,000
当期純利益	1,147,477	706,344

その他資本剰余金へ振替	△ 3,019,410	—
合併による増加	—	2,542,294
当期変動額合計	△ 1,901,932	3,218,638
当期末残高	4,672,773	7,891,412

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	当事業年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
自己株式		
当期首残高	—	—
当期変動額		
自己株式の取得	△ 3,019,410	—
自己株式の消却	3,019,410	—
当期変動額合計	—	—
当期末残高	—	—
株主資本合計		
当期首残高	6,874,705	4,972,773
当期変動額		
剰余金の配当	△ 30,000	△ 30,000
当期純利益	1,147,477	706,344
その他資本剰余金へ振替	△ 3,019,410	—
合併による増加	—	2,892,294
当期変動額合計	△ 1,901,932	3,568,638
当期末残高	4,972,773	8,541,412
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△ 8,501	△ 9,859
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 1,357	14,857
当期変動額合計	△ 1,357	14,857
当期末残高	△ 9,859	4,998
評価・換算差額等合計		
当期首残高	△ 8,501	△ 9,859
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 1,357	14,857
当期変動額合計	△ 1,357	14,857
当期末残高	△ 9,859	4,998
純資産合計		
当期首残高	6,866,203	4,962,913
当期変動額		
剰余金の配当	△ 30,000	△ 30,000
当期純利益	1,147,477	706,344
その他資本剰余金へ振替	△ 3,019,410	—
合併による増加	—	2,892,294
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 1,357	14,857
当期変動額合計	△ 1,903,289	3,583,496
当期末残高	4,962,913	8,546,410

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法によっております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ11,534千円増加しております。

(2)無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、原則として社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職に伴う退職金の支給に備えるため、当期末における簡便法による退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

※1有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
建 物	84,592	千円	23,594	千円
器具備品	127,549	〃	235,212	〃
計	212,142	〃	258,807	〃

（損益計算書関係）

※1関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
諸経費	—	千円	97,199	千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,000	—	3,000	3,000

(注) 普通株式の減少は、平成24年3月13日付取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少であります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	—	3,000	3,000	—

(注) (1)普通株式の増加は、平成24年2月21日付株主総会決議に基づく自己株式の取得による増加であります。

(2)普通株式の減少は、平成24年3月13日付取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少であります。

3. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	30,000	5,000	平成23年3月31日	平成23年6月29日

4. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	配当金の 原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通株式	30,000	利益剰余金	10,000	平成24年3月31日	平成24年6月29日

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	—	—	3,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通株式	30,000	10,000	平成24年3月31日	平成24年6月29日

4. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	配当金の 原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成25年6月28日 定時株主総会	普通株式	30,000	利益剰余金	10,000	平成25年3月31日	平成25年6月28日

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金を中心とする安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金については内部留保を充てております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクはきわめて低いものと考えております。また、投資有価証券は投資信託であり、投資信託については四半期ごとに時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

未払金については、全て1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

売上債権の管理については、社内規程を定め、随時確認を行うなどの管理を行っております。なお、未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスクはきわめて低いものと考えております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券投資については、社内ガイドラインにて投資限度額や運用ルール（処分基準）を定めており、投資後も適宜時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください）。

前事業年度（平成24年3月31日）

（単位:千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金及び預金	4,826,115	4,826,115	—
(2)未収委託者報酬	944,716	944,716	—
(3)投資有価証券 其他有価証券	43,194	43,194	—
(4)未払金	(644,600)	(644,600)	—

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

当事業年度（平成25年3月31日）

（単位:千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金及び預金	8,192,444	8,192,444	—
(2)未収委託者報酬	2,210,605	2,210,605	—
(3)投資有価証券 其他有価証券	47,112	47,112	—
(4)未払金	(1,459,757)	(1,459,757)	—

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預金、及び(2)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、投資信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成24年3月31日）

（単位:千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	4,826,115	—	—	—
未収委託者報酬	944,716	—	—	—

当事業年度（平成25年3月31日）

（単位:千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	8,192,444	—	—	—
未収委託者報酬	2,210,605	—	—	—

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（平成24年3月31日現在）

（単位:千円）

区分	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
その他	7,002	7,440	437
小計	7,002	7,440	437
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
その他	51,511	35,754	△ 15,756
小計	51,511	35,754	△ 15,756
合計	58,513	43,194	△ 15,318

当事業年度（平成25年3月31日現在）

（単位:千円）

区分	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
その他	37,315	45,159	7,843
小計	37,315	45,159	7,843
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
その他	2,030	1,952	△ 77
小計	2,030	1,952	△ 77
合計	39,345	47,112	7,766

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位:千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,483,441	1,277,954	12

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位:千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
114,040	30,924	14,182

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

（単位：千円）

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
(1) 退職給付債務	199,976	268,531
(2) 退職給付引当金	199,976	268,531

(注) 1. 当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(注) 2. 当社の退職給付債務は退職一時金のみです。

3. 退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
(1) 退職給付費用	66,790	64,787

(注) 1. 当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(注) 2. 金額には確定拠出年金への掛金支払額を含んでおり、前事業年度で12,680千円、当事業年度で13,971千円であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等については、記載しておりません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
繰延税金資産				
未払事業税	4,898	千円	16,142	千円
貸倒引当金繰入限度超過額	—	〃	11,347	〃
賞与引当金損金算入限度超過額	27,004	〃	35,285	〃
退職給付引当金損金算入限度超過額	71,271	〃	95,704	〃
その他有価証券評価差額金	5,459	〃	—	〃
移転関連費用引当金損金算入限度超過額	15,755	〃	—	〃
減価償却超過額	12,745	〃	1,067	〃
敷金償却超過額	19,348	〃	—	〃
その他	3,334	〃	11,680	〃
繰延税金資産 小計	159,817	〃	171,228	〃
評価性引当額	—	〃	△11,347	〃
繰延税金資産 合計	159,817	〃	159,881	〃
繰延税金負債				
その他有価証券評価差額金	—	〃	△2,767	〃
投資有価証券売却益益金不算入額	△398,925	〃	△398,925	〃
繰延税金負債 合計	△398,925	〃	△401,693	〃
繰延税金資産(負債)の純額	△239,107	〃	△241,812	〃

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
法定実効税率	40.69	%	—	%
（調整）				
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.14	〃	—	〃
税率変更による期末繰延税金負債の減額修正	△2.30	〃	—	〃
その他	0.49	〃	—	〃
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.73	〃	—	〃

当事業年度は法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

（関連情報）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	営業収益
PIMCO 米国ハイイールド債券 通貨選択型ファンド（ブラジル・リアルコース）	2,429,898千円

（注）当社は約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ているため、当該投資信託を顧客として上表は記載しております。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	三井住友トラスト・ホールディングス(株)	東京都千代田区	261,608	持株会社	(直接) 100%	役員の兼任	投資有価証券の譲渡	67,316	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

①投資有価証券の譲渡

投資有価証券の譲渡価格については、第三者による鑑定評価額により決定しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	三井住友トラスト・ホールディングス(株)	東京都千代田区	261,608	持株会社	(直接) 100%	役員の兼任	経営指導料の支払	97,199	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

①経営指導料

取引条件については、一般取引条件を勘案して決定しております。

（イ）財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

（ウ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
兄弟会社	住友信託銀行(株)	大阪市中央区	342,037	信託業務及び銀行業務	—	営業上の取引役員の兼任	投信販売代行手数料等の支払	2,721,441	未払手数料	286,815
							投資助言費用の支払	820,269	未払費用	104,322
兄弟会社	すみしん不動産(株)	東京都中央区	300	不動産仲介業務	—	—	投資有価証券の譲渡	185,484	—	—
							自己株式の取得	1,509,705	—	—
兄弟会社	住信カード(株)	東京都中央区	50	クレジットカード業務	—	—	投資有価証券の譲渡	494,720	—	—
							自己株式の取得	1,207,764	—	—
兄弟会社	住信情報サービス(株)	大阪府豊中市	100	コンピュータ関連業務	—	—	投資有価証券の譲渡	729,782	—	—
							自己株式の取得	301,941	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

① 投信販売代行手数料

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

② 投資助言費用

各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

③ 投資有価証券の譲渡及び自己株式の取得

投資有価証券及び自己株式の譲渡価格及び取得価格については、第三者による鑑定評価額により決定しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
兄弟会社	三井住友信託銀行(株)	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	—	営業上の取引役員の兼任	投信販売代行手数料等の支払	6,006,973	未払手数料	613,819
							投資助言費用の支払	2,226,006	その他未払金	221,229

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

① 投信販売代行手数料

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

② 投資助言費用

各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

3. 平成24年4月1日付で以下の兄弟会社は合併し、商号及び所在地の変更を行っております。

旧商号	新商号	所在地
住友信託銀行(株)	三井住友信託銀行(株)	東京都千代田区
すみしん不動産(株)	三井住友トラスト不動産(株)	東京都中央区
住信カード(株)	三井住友トラスト・カード(株)	東京都港区
住信情報サービス(株)	三井住友トラスト・システム&サービス(株)	東京都府中市

（エ）財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

前事業年度（平成24年3月31日）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

当事業年度（平成25年3月31日）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（企業結合等関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は、平成24年1月24日開催の取締役会における決議に基づき、中央三井アセットマネジメント株式会社と平成24年4月1日を効力発生日として合併する旨の「合併契約書」を平成24年1月31日付で締結いたしました。上記契約に基づき、当社及び中央三井アセットマネジメント株式会社は、平成24年4月1日付で合併いたしました。

1. 企業結合の概要

(1)結合当事企業の名称及び当該事業の内容

結合企業

名称 当社

事業の内容 投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業

被結合企業

名称 中央三井アセットマネジメント株式会社

事業の内容 投資運用業、第二種金融商品取引業

(2)企業結合日

平成24年4月1日

(3)企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、中央三井アセットマネジメント株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併による新株の発行、金銭の交付および資本金の増加はありません。

(4)結合後企業の名称

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

(5)その他取引の概要に関する事項

旧住友信託銀行グループと旧中央三井トラスト・グループは、平成23年4月1日に経営統合を行い、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（平成23年4月1日付で中央三井トラスト・ホールディングス株式会社が商号変更しております。）が誕生しました。今般、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社のグループ会社として、経営統合の目的に鑑み、統合効果を最大化する一環として、当社及び中央三井アセットマネジメント株式会社が合併し「三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社」として発足しました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

（１株当たり情報）

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	1,654,304円66銭	2,848,803円51銭
1株当たり当期純利益	197,729円22銭	235,448円31銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
当期純利益	1,147,477千円	706,344千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	1,147,477千円	706,344千円
期中平均株式数	5,803株	3,000株

[次へ](#)

中間貸借対照表

(単位：千円)

第28期中間会計期間末 (平成25年9月30日)		
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		9,085,583
未収委託者報酬		2,586,632
未収運用受託報酬		14,364
繰延税金資産		93,174
その他流動資産		145,900
流動資産合計		11,925,655
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	73,320
器具備品	※1	96,424
有形固定資産合計		169,745
無形固定資産		183,276
投資その他の資産		
投資有価証券		58,285
長期貸付金		30,338
会員権		25,000
その他の投資		50,103
貸倒引当金		△ 30,338
投資その他の資産合計		133,388
固定資産合計		486,410
資産合計		12,412,066
負債の部		
流動負債		
未払金		1,586,759
未払費用		47,931
未払法人税等		584,513
賞与引当金		97,266
その他流動負債	※2	120,862
流動負債合計		2,437,333
固定負債		
退職給付引当金		296,351
繰延税金負債		277,998
資産除去債務		12,386
固定負債合計		586,736
負債合計		3,024,070

(単位：千円)

第28期中間会計期間末 (平成25年9月30日)	
純資産の部	
株主資本	
資本金	300,000
資本剰余金	
その他資本剰余金	350,000
資本剰余金合計	350,000
利益剰余金	
利益準備金	62,500
その他利益剰余金	
別途積立金	2,100,000
繰越利益剰余金	6,573,745
利益剰余金合計	8,736,245
株主資本合計	9,386,245
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,751
評価・換算差額等合計	1,751
純資産合計	9,387,996
負債・純資産合計	12,412,066

中間損益計算書

(単位：千円)

第28期中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	11,222,467
運用受託報酬	36,913
営業収益合計	11,259,380
営業費用	8,307,878
一般管理費	※1 1,553,438
営業利益	1,398,063
営業外収益	※2 8,577
営業外費用	9,483
経常利益	1,397,157
税引前中間純利益	1,397,157
法人税、住民税及び事業税	577,514
法人税等調整額	△55,190
法人税等合計	522,324
中間純利益	874,833

中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	第28期中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	300,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	300,000
資本剰余金	
その他資本剰余金	
当期首残高	350,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	350,000
資本剰余金合計	
当期首残高	350,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	350,000
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	59,500
当中間期変動額	
剰余金の配当に伴う積立	3,000
当中間期変動額合計	3,000
当中間期末残高	62,500
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	2,100,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	2,100,000
繰越利益剰余金	
当期首残高	5,731,912
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 33,000
中間純利益	874,833
当中間期変動額合計	841,833
当中間期末残高	6,573,745
利益剰余金合計	
当期首残高	7,891,412
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 30,000
中間純利益	874,833
当中間期変動額合計	844,833
当中間期末残高	8,736,245
株主資本合計	
当期首残高	8,541,412
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 30,000
中間純利益	874,833
当中間期変動額合計	844,833
当中間期末残高	9,386,245

(単位：千円)

	第28期中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	4,998
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 3,247
当中間期変動額合計	△ 3,247
当中間期末残高	1,751
評価・換算差額等合計	
当期首残高	4,998
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 3,247
当中間期変動額合計	△ 3,247
当中間期末残高	1,751
純資産合計	
当期首残高	8,546,410
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 30,000
中間純利益	874,833
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 3,247
当中間期変動額合計	841,585
当中間期末残高	9,387,996

重要な会計方針

第28期中間会計期間
(自 平成25年4月1日
至 平成25年9月30日)

1. 資産の評価基準及び評価方法**有価証券****その他有価証券****時価のあるもの**

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。)

2. 固定資産の減価償却の方法**(1) 有形固定資産**

定率法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準**(1) 貸倒引当金**

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当中間会計期間の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職に伴う退職金の支給に備えるため、当期末における簡便法による退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項**消費税等の会計処理**

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第28期中間会計期間末 （平成25年9月30日）		
※1	有形固定資産の減価償却累計額	
	建 物	29,556千円
	器具備品	251,697千円
	計	281,253千円
※2	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他流動負債」に含めて表示しております。	

（中間損益計算書関係）

第28期中間会計期間 （自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）		
※1	減価償却実施額	
	有形固定資産	23,080千円
	無形固定資産	33,012千円
※2	営業外収益の主要項目	
	受取利息	4,063千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第28期中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	3,000	—	—	3,000

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成25年6月28日 定時株主総会	普通株式	30,000	10,000	平成25年 3月31日	平成25年 6月28日

（リース取引関係）

第28期中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第28期中間会計期間末（平成25年9月30日）

平成25年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金及び預金	9,085,583	9,085,583	—
(2)未収委託者報酬	2,586,632	2,586,632	—
(3)投資有価証券 其他有価証券	58,285	58,285	—
(4)未払金	(1,586,759)	(1,586,759)	—

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1)現金及び預金、及び(2)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、投資信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

第28期中間会計期間末（平成25年9月30日）

其他有価証券

（単位：千円）

区分	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
その他	41,540	44,791	3,250
小計	41,540	44,791	3,250
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
その他	14,024	13,494	△ 529
小計	14,024	13,494	△ 529
合計	55,564	58,285	2,720

（デリバティブ取引関係）

第28期中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

第28期中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

（関連情報）

第28期中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	営業収益
PIMCO 米国ハイイールド債券 通貨選択型ファンド（ブラジル・リアルコース）	1,535,927千円

（注）当社は約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ているため、当該投資信託を顧客として上表は記載しております。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

第28期中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

第28期中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

第28期中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第28期中間会計期間 （自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）	
1株当たり純資産額	3,129,332円09銭
1株当たり中間純利益	291,611円01銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。	

（注）1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第28期中間会計期間 （自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）
中間純利益	874,833千円
普通株式に係る中間純利益	874,833千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式の期中平均株式数	3,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- （イ）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （ロ）運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （ハ）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（ニ）および（ホ）において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- （ニ）委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- （ホ）前記（ハ）および（ニ）に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（イ）定款の変更

委託会社は、平成25年4月1日に取締役の役位としての会長を削除しました。

（ロ）訴訟事件その他の重要事項

平成26年3月19日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じておりません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1)受託会社**

- ①名称：三井住友信託銀行株式会社
- ②資本金の額：342,037百万円（平成25年9月末日現在）
- ③事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額（百万円） （平成25年9月末日現在）	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
岡三証券株式会社	5,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
水戸証券株式会社	12,272	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東海東京証券株式会社	6,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	7,425	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
カブドットコム証券株式会社	7,196	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】**(1)受託会社**

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理等を行います。

(2)販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い、収益分配金の再投資、運用報告書の交付並びに口座管理機関としての業務等を行います。

3【資本関係】**(1)受託会社**

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(参考) 再信託受託会社

- ①名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ②設立年月日：平成12年6月20日
- ③資本金の額：51,000百万円（平成25年9月末日現在）
- ④事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

- ⑤再信託の目的：原信託契約に係る信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3【参考情報】

当ファンドについては、当計算期間中に、金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる次の書類を提出しております。

提出日	書類名
平成24年12月26日	有価証券届出書の訂正届出書
平成25年3月8日	有価証券報告書
平成25年3月8日	有価証券届出書
平成25年8月1日	有価証券届出書の訂正届出書
平成25年9月19日	半期報告書
平成25年9月19日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成26年2月19日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

山田信之

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているLSオープン of 平成24年12月20日から平成25年12月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、LSオープン of 平成25年12月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月7日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 波 博 之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白 川 芳 樹	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 浩 之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月9日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 白 川 芳 樹 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 浩 之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第28期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。